

調査結果の概要

第9次地方分権一括法により、放課後児童クラブの職員に関する基準（人員配置・資格要件）が、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に改正（令和2年4月1日施行）された。

<職員に関する基準の概要>

- ・ 放課後児童支援員を2人以上配置（うち1人を除き補助員の代替可）
- ・ 放課後児童支援員の資格要件は『保育士等の基礎資格＋認定資格研修修了（令和2年3月末までは修了予定者含む）』
- ・ 放課後児童支援員及び補助員は、原則、専任であること

各市町村における放課後児童クラブの職員に関する基準について、今般の参酌化に伴う条例の改正状況について調査（令和2年9月末時点）を実施。

放課後児童クラブを実施している自治体1,623か所のうち、575か所（約35%）において、放課後児童クラブの職員に関する基準の改正が行われた。

改正が行われた575か所における具体的な改正内容は、

- | | |
|-----------------------|----------------|
| ・ 放課後児童支援員等の員数に関する改正 | 32か所（ 5.6% ） |
| ・ 放課後児童支援員の資格要件に関する改正 | 10か所（ 1.7% ） |
| ・ 認定資格研修修了要件の経過措置延長 | 560か所（ 97.4% ） |
| ・ 職員の専任規定に関する改正 | 3か所（ 0.5% ） |

となっている。

なお、改正が行われた575か所の約93%（533か所）は、認定資格研修修了要件の経過措置期間の延長のみの改正が行われている。

1 放課後児童支援員の配置及び数

「国の基準（ ）と異なる規定を設けている自治体数 32か所（5.6%）」

規定の内容

・放課後児童支援員の1人配置可能	27か所（84.4%）
・補助員の2人配置可能	2か所（6.3%）
・補助員の1人配置可能	1か所（3.1%）
・その他	2か所（6.3%）

を認める場合の要件（複数回答）

・利用児童が20人未満の事業所	10か所（31.3%）
・夕方等の特定の時間帯	8か所（25.0%）
・土曜日等の特定の曜日	5か所（15.6%）
・その他	14か所（43.8%）
・特段の制限は設けていない	2か所（6.3%）

安全確保策の規定状況

・条例で規定	7か所（21.9%）
・施行規則、要綱、通知等で規定	12か所（37.5%）
・その他	13か所（40.6%）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 （職員）

第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

2 放課後児童支援員の資格

(1) 基準第10条第3項関係(基礎資格の規定状況等)

「国の基準()と異なる規定を設けている自治体数 10か所(1.7%)

基礎資格の規定状況

・国の基準と異なる基礎資格を規定 5か所(50.0%)

放課後児童支援員認定資格研修修了義務の有無

・修了義務なし 5か所(50.0%)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

(職員)

第十条

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

一 保育士の資格を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 高等学校卒業者等であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

四 教育職員の免許状を有する者

五 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

六 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への入学が認められた者

七 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの

十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの

(2) 基準附則第2条関係(認定資格研修修了に係る経過措置延長)

」国の基準()と異なる規定を設けている自治体数 560か所(97.4%)

放課後児童支援員認定資格研修修了に係る経過措置延長の状況

- ・1年以上2年未満 53か所(9.5%)
- ・2年以上3年未満 64か所(11.4%)
- ・3年以上4年未満 158か所(28.2%)
- ・4年以上 126か所(22.5%)
- ・その他 159か所(28.4%)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

附則

(職員の経過措置)

第二条 この省令の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間、第十条第三項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成三十二年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。

3 職員の考え方

」国の基準()と異なる規定を設けている自治体数 3か所(0.5%)

- ・原則専任だが、兼務規定を国の基準より幅広くしている 3か所(100.0%)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

(職員)

第十条

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 参酌化による影響

「」 条例改正実施済みの自治体（575か所）において、参酌化による影響があったと回答した自治体 318か所（55.3%）

影響ありとの場合の具体的な内容（複数回答）

- | | |
|--|--------------|
| ・事業の継続が困難であったが、参酌化により事業の継続が可能となった | 273か所（85.8%） |
| ・これまで放課後児童クラブを実施していなかったが、参酌化により新たに事業を開始した（する予定） | 17か所（5.3%） |
| ・利用児童の少ない夕方時間帯の開所時間を延長する等、より保護者のニーズに応える対応が可能となった | 15か所（4.7%） |
| ・その他 | 34か所（10.7%） |

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の参酌化に伴う条例改正等の状況について

* 令和2年9月30日現在 厚生労働省調査

1 放課後児童クラブの実施の有無

(市町村数)

区分	合計	うち指定都市		
		うち指定都市	うち中核市	うち一般市町村
実施市町村数(割合)	1,623 (93.2%)	20 (100.0%)	60 (100.0%)	1,543 (92.9%)
[全市町村数]	[1,741]	[20]	[60]	[1,661]

注1：()内は、各項目の市町村数に対する割合である。

注2：「市町村」は、特別区を含む。以下同じ。

2 設備運営基準第10条(第4項を除く。)及び附則第2条の参酌化に伴う条例改正の状況

(市町村数)

区分	合計	うち指定都市		
		うち指定都市	うち中核市	うち一般市町村
条例改正を実施済み	575 (35.4%)	12 (60.0%)	37 (61.7%)	526 (34.1%)
条例改正を実施予定	50 (3.1%)	0 (0.0%)	1 (1.7%)	49 (3.2%)
条例改正の予定無し	847 (52.2%)	7 (35.0%)	21 (35.0%)	819 (53.1%)
検討中	151 (9.3%)	1 (5.0%)	1 (1.7%)	149 (9.7%)

注1：本項目は、従うべき基準の参酌化(令和2年4月1日施行)に伴う条例改正の状況について集計したものである。

注2：()内は、各項目の放課後児童クラブ実施市町村数に対する割合である。

注3：「設備運営基準」とは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準のことをいう。以下同じ。

3 設備運営基準第10条(第4項を除く。)及び附則第2条の参酌化に伴う条例の規定状況(複数回答)

(市町村数)

区分	合計	うち指定都市			
		うち指定都市	うち中核市	うち一般市町村	
設備運営基準と異なる規定	放課後児童支援員の配置及び数 [第10条第1項及び第2項]	32 (2.0%)	0 (0.0%)	2 (3.3%)	30 (1.9%)
	放課後児童支援員の資格 [第10条第3項]	10 (0.6%)	0 (0.0%)	1 (1.7%)	9 (0.6%)
	職員の考え方 [第10条第5項]	3 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (0.2%)
	認定資格研修修了に係る経過措置 [附則第2条]	560 (34.5%)	12 (60.0%)	37 (61.7%)	511 (33.1%)

注1：本項目は、従うべき基準の参酌化(令和2年4月1日施行)に伴う条例の規定状況について集計したものである。

注2：()内は、各項目の放課後児童クラブ実施市町村数に対する割合である。

4 設備運営基準と異なる規定を設けている場合の状況

(1) 放課後児童支援員の配置及び数(設備運営基準第10条第1項及び第2項)

規定の内容

(市町村数)

区分	合計	うち指定都市		
		うち指定都市	うち中核市	うち一般市町村
放課後児童支援員を置かず、 補助員の2人以上配置を可とする	2 (6.3%)	0	0 (0.0%)	2 (6.7%)
放課後児童支援員の1人配置 を可とする	27 (84.4%)	0	2 (100.0%)	25 (83.3%)
補助員の1人配置を可とする	1 (3.1%)	0	0 (0.0%)	1 (3.3%)
その他	2 (6.3%)	0	0 (0.0%)	2 (6.7%)

注1：()内は、設備運営基準第10条第1項及び第2項と異なる内容を規定していると回答した市町村数に対する割合である。

の規定を認める条件(複数回答)

(市町村数)

区分	合計	うち指定都市		
		うち指定都市	うち中核市	うち一般市町村
利用児童が20人未満の事業所	10 (31.3%)	0	0 (0.0%)	10 (33.3%)
夕方等の特定の時間帯	8 (25.0%)	0	0 (0.0%)	8 (26.7%)
土曜日等の特定の曜日	5 (15.6%)	0	0 (0.0%)	5 (16.7%)
その他	14 (43.8%)	0	2 (100.0%)	12 (40.0%)
特段の制限は設けていない	2 (6.3%)	0	0 (0.0%)	2 (6.7%)

注1：()内は、設備運営基準第10条第1項及び第2項と異なる内容を規定していると回答した市町村数に対する割合である。

安全確保策の規定状況

(市町村数)

区分	合計	うち指定都市		
		うち指定都市	うち中核市	うち一般市町村
条例で規定	7 (21.9%)	0	1 (50.0%)	6 (20.0%)
施行規則、要綱、通知等で規定	12 (37.5%)	0	1 (50.0%)	11 (36.7%)
その他	13 (40.6%)	0	0 (0.0%)	13 (43.3%)

注1：()内は、設備運営基準第10条第1項及び第2項と異なる内容を規定していると回答した自治体数に対する割合である。

(2) 放課後児童支援員の資格(設備運営基準第10条第3項)

(市町村数)

区分	合計	うち指定都市		
		うち指定都市	うち中核市	うち一般市町村
設備運営基準と異なる基礎資 格を規定	5 (50.0%)	0	0 (0.0%)	5 (55.6%)
放課後児童支援員認定資格研 修受講義務無し	5 (50.0%)	0	1 (100.0%)	4 (44.4%)

注1：()内は、設備運営基準第10条第3項と異なる内容を規定していると回答した自治体数に対する割合である。

(3) 職員の考え方(設備運営基準第10条第5項)

(市町村数)

区分	合計	うち指定都市		
		うち指定都市	うち中核市	うち一般市町村
放課後児童支援員及び補助員が原則専任でなくても可とする	0 (0.0%)	0	0	0 (0.0%)
原則専任だが、兼務規定を設備運営基準より幅広くしている	3 (100.0%)	0	0	3 (100.0%)

注1：()内は、設備運営基準第10条第5項と異なる内容を規定していると回答した自治体数に対する割合である。

(4) 認定資格研修修了に係る経過措置の状況(設備運営基準附則第2条)

(市町村数)

区分	合計	うち指定都市		
		うち指定都市	うち中核市	うち一般市町村
1年以上2年未満	53 (9.5%)	1 (8.3%)	3 (8.1%)	49 (9.6%)
2年以上3年未満	64 (11.4%)	2 (16.7%)	3 (8.1%)	59 (11.5%)
3年以上4年未満	158 (28.2%)	1 (8.3%)	8 (21.6%)	149 (29.2%)
4年以上	126 (22.5%)	0 (0.0%)	8 (21.6%)	118 (23.1%)
その他	159 (28.4%)	8 (66.7%)	15 (40.5%)	136 (26.6%)

注1：()内は、設備運営基準附則第2条と異なる内容を規定していると回答した自治体数に対する割合である。

5 事業者や利用者に対する説明等

放課後児童クラブの事業者や利用者に対する説明の状況

(市町村数)

区分	合計	うち指定都市		
		うち指定都市	うち中核市	うち一般市町村
事業者と利用者の両方に対し、条例の内容等を周知・説明した(予定を含む)	388 (67.5%)	11 (91.7%)	26 (70.3%)	351 (66.7%)
事業者に対し、条例の内容等を周知・説明した(予定を含む)	8 (1.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (1.5%)
利用者に対し、条例の内容等を周知・説明した(予定を含む)	38 (6.6%)	1 (8.3%)	1 (2.7%)	36 (6.8%)
実施していない	141 (24.5%)	0 (0.0%)	10 (27.0%)	131 (24.9%)

注1：本項目は、設備運営基準と異なる内容を規定している場合、条例の内容や運営方法の変更等について、事業者や利用者に対する説明状況を集計したものである。

注2：()内は、設備運営基準と異なる内容を規定していると回答した自治体数に対する割合である。

住民への情報公開の状況

(市町村数)

区分	合計	うち指定都市		
		うち指定都市	うち中核市	うち一般市町村
情報公開を実施した	199 (34.6%)	3 (25.0%)	18 (48.6%)	178 (33.8%)
情報公開を実施していない	376 (65.4%)	9 (75.0%)	19 (51.4%)	348 (66.2%)

注1：本項目は、設備運営基準と異なる内容を規定している場合、条例の内容や運営方法の変更等について、住民に向けた情報公開(ホームページや広報誌による公表等)の実施状況を集計したものである。

注2：()内は、設備運営基準と異なる内容を規定していると回答した自治体数に対する割合である。

6 設備運営基準第10条(第4項を除く。)及び附則第2条の参酌化による影響(複数回答)

(市町村数)

区分	合計	(市町村数)		
		うち指定都市	うち中核市	うち一般市町村
事業の継続が困難であったが、参酌化により事業の継続が可能となった	273 (47.5%)	8 (66.7%)	7 (18.9%)	258 (49.0%)
これまで放課後児童クラブを実施していなかったが、参酌化により新たに事業を開始した(する予定)	17 (3.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	17 (3.2%)
利用児童の少ない夕方の時間帯の開所時間を延長する等、より保護者のニーズに応える対応が可能となった	15 (2.6%)	1 (8.3%)	1 (2.7%)	13 (2.5%)
その他	34 (5.9%)	0 (0.0%)	3 (8.1%)	31 (5.9%)
特に影響はない	257 (44.7%)	4 (33.3%)	27 (73.0%)	226 (43.0%)

注1：()内は、設備運営基準と異なる内容を規定していると回答した自治体数に対する割合である。